

「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の解釈及び運用について」の全部改正について

平成17年11月25日例規（生総・保・刑総・捜四）第111号

改正

令和3年3月29日例規（府対）第45号
令和4年6月27日例規（保）第57号
令和5年1月13日例規（生総）第1号
令和5年3月24日例規（交総）第32号
令和6年9月27日例規（報）第100号

この度、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年条例第44号）の一部改正に伴い、「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の解釈及び運用について」（平成13年12月27日例規（生総・保一・刑総・捜四）第251号）の全部を改正し、大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例及び大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則（平成17年公委規則第15号。以下「施行規則」という。）の解釈及び運用については、平成17年12月1日から次によることとしたので、適切に運用されたい。

第1 目的（第1条関係）

- 1 この条は、この条例の制定目的を明らかにしたものである。この条例は、大阪府の区域内において、その効力を有するものであるから、この条例の規制又は保護の対象となる者は、国籍を問わず、大阪府の区域内に現在するすべての者であり、大阪府の住民だけでなく、滞在者及び通過者を含む。
- 2 「公衆」とは、一般人のことであって、特定人又は不特定人を問わない。この条例は、多数の人に対する行為のみを規制する趣旨ではないから、公衆の中の一員であると認められる状態にあれば、1人でも公衆であると解すべきである。
- 3 「暴力的不良行為等」とは、行為自体が暴力的であるものに限らず、社会的観念において暴力性又は著しい迷惑性があると認められる行為を総称した概念である。
- 4 「府民及び滞在者の平穏な生活」とは、大阪府の区域内における人の平穏な生活の総体をいう。すなわち、大阪府における生活環境は、大阪府の住民、滞在者及び通過者のすべてにより構成されているもので、この生活環境を基盤とする総体としての生活を指すものである。

第2 乗車券等の不当な売買行為（ダフヤ行為）の禁止（第2条関係）

- 1 この条は、乗車券等の不当な売買行為、いわゆるダフヤ行為を禁止した規定である。すなわち、第1項において乗車券等の購入に関して12形態を、また第2項においては乗車券等の転売に関して4形態を規制することによって、ダフヤ行為による公共の運送機関、娯楽施設等の利用の機会均等の侵害を防止することを目的としている。

2 第1項関係

- (1) 「何人も」とは、「すべての自然人は」という意味であって、大阪府の住民に限らず、また、日本人であると、外国人であるとを問わない。
- (2) 「その他公共の運送機関を利用し得る権利を証する物」とは、例示されたもののほか、旅客を一定の場所から他の場所に移動させるための公共の運送機関を利用し得る権利を表象した紙片、物品等の有体物をいう。例えば、乗船券、航空機の搭乗券等がこれに当たる。

なお、例示された乗車券類には、次のようなものが考えられる。

- ア 乗車券
普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券、貸切乗車券等
- イ 急行券
特別急行券、普通急行券、自動車急行券等
- ウ 指定券
座席指定券等
- エ 寝台券
列車寝台券等

- (3) 「その他公共の娯楽施設を利用し得る権利を証する物」とは、例示されたもののほか、公衆に対し、快樂又は慰安を与えることを目的とする施設を利用することができる権利を表象した紙片、物品等の有体物をいう。例えば、入館券、入園券等がこれに当たる。
- (4) 「不特定の者」とは、特定されていないだれでもという意味である（第3条及び第7条から第9条までにおいて同じ。）。
- (5) 「転売」とは、利益を得る目的で自己のものとして取得した乗車券等を、更に他人に有償でその所有権を移転することをいう。
- なお、転売には、利益を得る目的があれば足り、必ずしも現実に利益を得る必要はない。したがって、購入価格より安く転売したとしても本罪は成立する。
- (6) 「不特定の者に転売し」とは、不特定の者に転売する目的でという意味である。この相手方の不特定性は絶対的であることを要せず、相対的に不特定であれば足りる。

- (7) 「転売する目的を有する者に交付するため」とは、交付の相手方が不特定の者に転売する目的を有する者であることを認識して、その者に交付する目的でという意味であり、ここにいう「交付」とは、単に占有権の移転の場合のみを指す（第4条において同じ。）。例えば、ダフヤ以外の者が、ダフヤから金を渡されて入場券の購入を依頼され、購入した入場券をダフヤに渡す行為をいう。
- (8) 「公衆に発売する場所」とは、発売窓口、プレイガイド等、不特定多数の一般人に乗車券等を発売する場所をいう。これは、乗車券等を買い、又は買おうとする行為を場所的に限定したものである。
- (9) 「公衆の列に加わって」とは、公衆に発売する場所において乗車券等を購入するために並んでいる人の列に加わることをいい、列中における順位のいかんを問わない。また、乗車券等を購入する人の列が、特定グループのみによって占められている場合でも、本来、その列に公衆が加わることができる列であるときは、公衆の列といえる。
- (10) 「買おうとする」とは、買う行為の未遂的形態をいう。しかし、買おうとするとは、その着手時期が構成要件上明確でないので、「公衆の列に加わる」という形態的要件を加えて、構成要件を明確化したものである。したがって、乗車券等を買う意思をもって公衆の列に加わることによって、買おうとする罪が成立する。
- (11) 「公共の場所」とは、例示されたもののほか、不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りし得る場所及び施設をいう。例えば、公開時間中の百貨店、商店、遊技場、ホテルのロビー、大型商業施設、コンビニエンス・ストア等がこれに当たる（第3条、第5条から第9条までにおいて同じ。）。

なお、「公衆が出入りすることができる」とは、場所の属性でなく、状態である。したがって、概念的にはこれに当たる場所であっても、現に不特定かつ多数の者に利用され得る状態におかれていなもの、例えば、公開時間以外の興行場、駅における駅長室等は、公衆が出入りすることができる場所とはいえない（第9条において同じ。）。

- (12) 「公共の乗物」とは、例示されたもののほか、有償又は無償を問わず不特定多数の者が自由に利用し得る乗物をいう。例えば、路線バス、路面電車等がこれに当たる。

なお、タクシー、貸切バス、貸切列車等は、不特定多数人が自由に利用し得る性質のものではないから、公共の乗物には含まれない（第3条及び第6条において同じ。）。

3 第2項関係

- (1) 「転売する目的で得た」とは、乗車券等を転売することにより利益を得る目的で取得したという意味である。

また、転売する目的で得た乗車券等であれば、売買、贈与等によって取得されたものであると、いわゆる横流しによって取得したものであると、その取得の原因、態様等は問わない。

また、第2項の規定に違反して売り、又は売ろうとした乗車券等が、第1項の規定に違反し

て得られたものである場合には、第1項違反の行為と第2項違反の行為との関係を併合罪と解すべきか、第2項の単純一罪（吸收関係）と解すべきかの問題が生ずるが、これを検討すると、第1項と第2項は、部分規定と包括規定の関係にある。すなわち、第1項に違反して入手した乗車券等を公共の場所又は公共の乗物において売れば、常に第2項違反が成立する。したがって、第2項は構成要件的に第1項より広範であって、第1項を部分として包括する規定であり、また、通常の行為段階においても、第2項は第1項の後の段階の行為である。したがって、第1項と第2項との関係は、併合罪又は包括一罪とすべきではなく、第1項違反は第2項違反に吸收されるものと解され、第2項違反のみが成立すると考えるべきである。

- (2) 「人を勧誘して」とは、人に乗車券等を買うよう言語又は動作によって誘い込む行為をいう（第3条において同じ。）。
- (3) 「売ろうとし」とは、売る行為の未遂的形態をいう。しかし、売ろうとするとは、その着手時期が構成要件上明確でないので、「人を勧誘して」という形態的要件を加えて、構成要件を明確化したものである。

第3 座席等の不当な供与行為（ショバヤ行為）の禁止（第3条関係）

- 1 この条は、座席等の不当な供与行為、いわゆるショバヤ行為の禁止規定である。この条も第2条の場合と同じく特定者の利益目的のために、府民が自由に、又は先占の順序に従って利用することができるはずの座席等の利用の機会均等を阻害する行為を規制しようとするものである。
 - 2 「座席」とは、座るために設けられた場所又は設備をいう。いす、ベンチ等がその適例であるが、むしろ、ござ等を敷いて座るように設備した場所及び裁判所の傍聴席も含まれる。
 - 3 「座席を占めるための列の順位」とは、座席を占めるために並んだ列の順番をいう。並ぶことによって、必ず座席を占めるのではなく、座席を占めることを期待し、また、占め得る可能性があれば足りる。したがって、その順番の先後を問わない。
- なお、その主たる目的が他にある場合、例えば、物品購入のための順位は、この条による規制の対象とはならない。
- 4 「駐車の場所」とは、駐車することができる場所をいう。法律上駐車を禁止されている場所であっても、事実上駐車できると認められる場所を含む。
- なお、ここにいう「駐車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第18号にいう駐車に限らず、同法上の停車も含めた概念であるから、短時間の貨物の積卸しのための停車についてのショバヤ行為であっても、当然この条による規制の対象となり得る。
- 5 「占め」とは、必ずしも物理的に占拠することを要せず、事実上その支配下に置かれていれば足りる。したがって、その周辺をぶらつきながら、他人が利用しようとすればそれを排除する動作に出るような場合もこれに当たる。
 - 6 「便宜」とは、座席を占めることによってもたらさせる利便をいう。
 - 7 「対価」とは、相手方の便宜の提供に対する代償として交付される金銭、物品等の反対給付をいい、便宜の提供に対する代償であることを要し、謝礼等の名目は問わない（第7条において同じ。）。
 - 8 「供与しよう」とは、供与する行為の未遂的形態をいう。しかし、供与しようとするとは、その着手時期が構成要件上明確でないので、「座席等を占め」又は「人を勧誘して」という形態的要件を加えて、構成要件を明確化したものである。

第4 街頭等における景品買い行為の禁止（第4条関係）

- 1 この条は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第23条第1項に規定する営業の営業所（以下「遊技場」という。）における射幸心をそそるおそれのある行為を規制しようとするものではなく、街頭等におけるいわゆる景品買い行為のうち、遊技場又はその付近で、うろつき、又は人につきまとって行われる景品買い行為を規制し、街頭におけるこの種の迷惑行為を排除して、善良な風俗環境を保持するとともに、個人の行動の自由を保護しようとするものである。
- 2 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項に規定する営業」とは、風営適正化法第2条第1項第4号の営業のうち、遊技の結果に応じ、客に賞品を提供して遊技をさせる営業をいう。
- 3 「営業所」とは、遊技場として営業が行われている場所（遊技機を設けて客に遊技をさせる場

所、玉売場、景品交換所等客に遊技をさせるための施設を含む。) 及びこれに附属して通常客を出入りさせ、又は客に利用させる場所をいう。

4 「付近」とは、近所という意味であるが、ここでは遊技場の客が遊技場へ出入りするに際して、景品買いをする人を一見して認識できる範囲をいう。具体的には、その場所の地理的・地形的状況等によって相対的に決定すべきである。

5 「当該営業を営む者」とは、現に遊技場として営業を営んでいる者をいい、風営適正化法第3条第1項の営業の許可又は風営適正化法第7条第1項の相続の承認を受けているか否かを問わない。

なお、従業者は、営業者の下において営業に従事しており、営業のためにする従業者の行為は、営業者の行為として効力を有するので、従業者が交付した景品も当然営業者が交付したことになる。

6 「客」とは、遊技客ということで、現に遊技中の者又は客として遊技場内にいる者をいう。

7 「転売」とは、第2条の転売と同義であるが、この条の転売は、特定の者への転売も規制される。

8 「うろつき」とは、うろうろするという意味である(第5条において同じ。)。ここでは、景品を買う目的で、遊技場やその付近をぶらぶらしていて、遊技客が景品を持って遊技場から出てくるのを待っている状態をいう。

9 「人」とは、この条の趣旨及び目的から客観的にみて、景品買いの対象になると認められる者、例えば、これから遊技場へ入って行こうとする者、現に遊技中の者、客として遊技場内にある者、遊技を終えて出てきた者等がこれに当たると解される。また、遊技の結果、景品を取得した人であるか否かは問わない。通常、景品買いの対象となるのは、景品を取得した遊技客であるが、景品を買おうとしたが客が売らなかった場合及び景品を持っていなかった人につきまとって景品を買おうとしたような場合は、買う罪の成立する余地はないが、買おうとする罪は成立する。

10 「つきまとって」とは、相手方となる者の移動に伴って移動する行動を指し、相手が進めば自己も進み、相手が停止すれば自己も停止するといった形態をいう(第8条及び第10条において同じ。)。

なお、前記8の「うろつき」とこの「つきまとい」の立証に当たっては、時間的、場所的あるいは距離的関係の推移状況を明らかにする必要があるため、捜査に当たっては、この点に留意する必要がある。

11 「買ひ」とは、景品を買ひ取ることであるから、たとえ1個でも買えばこの条の違反となる。しかし、この条の「買ひ」には、その前提となるつきまとう等の行為が伴うものであることに留意すること。

12 「買おうとし」とは、買ひ行為の未遂的形態をいう。しかし、買おうとするとは、その着手時期が構成要件上明確でないので、「うろつき」又は「つきまとって」という形態的要件を加えて、構成要件を明確化したものである。

第5 粗野又は乱暴な行為の禁止(第5条関係)

1 この条は、粗野又は乱暴な行為の禁止規定である。第1項は、公共の場所又は公共の乗物において、数人でたむろして、通行人、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等の粗野又は乱暴な行為を規制することによって、個人の意思及び行動の自由を保護しようとするものである。

第2項は、祭礼、興行等の催物に際し、その場所における混乱を誘発し、又は助長する行為を規制することによって、不測の人為的災害の発生を未然に防止しようとするものである。

2 第1項関係

(1) 「多数」とは、2人以上をいう。すなわち、複数と同義である。

(2) 「たむろして」とは、多数の人の集まっている状態をいう。したがって、群がることもこの一形態である。

(3) 「いいがかりをつけ」とは、全く根拠のないことをあるかのごとく言いつくり、又は事實を針小棒大に誇張して、相手方に難癖をつけることであるが、刑法(明治40年法律第45号)上の脅迫の程度に至らないものをいう。

(4) 「すごむ」とは、すごみをきかせ、入れ墨を見せる等、相手に威圧感を与えるような言語

又は動作をいい、いいがかりと同様、刑法上の脅迫の程度に至らないものをいう。

(5) 「すぐむ等」の「等」とは、相手方に不安を覚えさせるという点で、いいがかりをつけ、又はすぐむと同視し得る行為を意味し、例えば、不安を覚えさせるために相手方にらみつけ、又は不気味に立ちはだかる行為がこれに当たる。

(6) 「不安を覚えさせ」とは、身体に対する危険を覚えさせ、又は心理的圧迫感を与えることをいう（第6条及び第7条において同じ。）。

なお、この不安を覚えさせる行為は、客観的に一般人が不安を覚える程度のものであることを要する。

3 第2項関係

(1) 「祭礼」とは、神社の祭礼、仏閣の縁日、節分会等をいい、例えば、天神祭等がその適例である。しかし、神社等の関係者のみで行われる行事はこれに当たらない。

(2) 「興行」とは、映画、演劇、音楽、見せ物、スポーツ等を広く公衆に見せ、又は聞かせるための行事をいう。

(3) 「その他の娯楽的催物」とは、興行のほか一般人に対し、娯楽又は快楽を与えることを目的としてなされる催物をいい、例えば、盆踊り、納涼大会、花火大会等がこれに当たる。

(4) 「際し」とは、催物の開催中及びその前後を含むものと解される。したがって、現に催物の開催中はもちろん、このため多数の人が集まり、若しくは集まりつつある状態又は催物が終わったが、集まった人がまだ残っている状態を含む。

(5) 「多数の人が集まっている」の「多数」とは、第1項の多数と異なり、混乱が起こる程度の相当な人数をいうと解すべきである。

(6) 「人を押しのけ」とは、混乱を誘発し、又は助長するような仕方で、人を押しのけることをいう。

(7) 「物を投げ」とは、混乱を誘発し、又は助長するような仕方で空き瓶、座布団等を投げることをいう。したがって、舞台において、ひいき客が芸人にテープを投げるようなことは含まない。

(8) 「物を破裂させる」とは、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬、爆薬、ダイナマイト、火工品等以外のもの、例えば、小型花火、爆竹等を破裂させることをいう。

(9) 「破裂させる等」の「等」とは、混乱を誘い、又は助長するという点で例示されたものと同視できるような行為、例えば、満員の劇場内で、火災が発生していないのに「火事だ。」と叫んで入口の方へ走り出すようなことがこれに当たる。

(10) 「混乱」とは、一定の場所に集まっている多数の人が、入り乱れて收拾のつかない状態をいう。

第6 卑わいな行為の禁止（第6条関係）

1 この条は、痴漢行為、のぞき見行為、盗撮行為、盗撮の目的で写真機、ビデオカメラ、デジタルカメラ等の機器（以下「写真機等」という。）を人に向ける行為又は設置する行為等卑わいな行為を規制することにより、人に羞恥心又は不安感を抱かせる行為を防止し、個人の意思及び行動の自由を保護しようとするものである。

2 第1項関係

この項は、場所の制限を設けず、大阪府下全域における次に掲げる行為を規制するものである。

(1) 衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着を見、又は撮影する行為

(2) 写真機等を使用して透かして見る方法により、衣服等で覆われている人の身体又は下着の映像を見、又は撮影する行為

3 第1項第1号関係

(1) 「人」とは、自然人をいい、性別、年齢又は国籍を問わない。

(2) 「著しく」の程度は、具体的にどの程度と明示することは非常に困難であるが、社会通念上、容認し難い程度のものであれば足りる。

(3) 「人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような」とは、社会通念上人に著しく性的恥じらいを感じさせ、又は不安を覚えさせるであろう程度のことをいい、被行為者が行われた言動を原則として認識する必要はあるが、当該言動によって実際に性的恥じらいを感じし、

又は不安を覚えたか否かは問わない。したがって、当該言動によって性的恥じらいを感じし、又は不安を覚えたかどうかは、社会通念上客観的に判断する。これは、病人又は負傷者の救護等社会通念上妥当な行為と判断される場合において、被行為者が著しく性的恥じらいを感じし、又は不安を覚えたと主張した際に、当該行為を処罰の対象から除外する必要があるからである。

なお、ここにいう被行為者とは、言動の直接的な対象となった人はもとより、言動の直接的な対象となった人が当該言動の内容を理解できない場合において、それを理解し得る能力があり、かつ、当該言動を認識し得る状態にある間接的な対象となった他の人も含まれる（第2項各号及び第3項第1号において同じ。）。

(4) 「衣服等」の「等」とは、人が身にまとっているバスタオル等をいう。

(5) 「衣服等で覆われている内側の人の身体又は下着」とは、人が衣服等により隠している身体の部分又は下着（以下「下着等」という。）のことをいう。

(6) 「見」とは、のぞき見る行為はもちろん、堂々と見る行為も含まれる（第1項第2号及び第3項第1号において同じ。）。例えば、かがみ込み、寝そべり、若しくはスカート等をまくり上げてのぞき見る行為又は階段の下から女性のスカート内をのぞき見る行為のほか、鏡等を使用してのぞき見る行為等がこれに当たる。

(7) 「撮影する」とは、写真機等を利用して、被写体をフィルム、電磁的記録媒体等に記録することをいう（第1項第2号及び第3項第2号並びに第8条において同じ。）。

4 第1項第2号関係

(1) 「みだりに」とは、不当に又は社会通念上妥当性を欠く方法若しくは内容でということを意味する。したがって、相手方の同意を得ている場合等は「みだりに」とはいえない（第3項第2号において同じ。）。

(2) この号の「みだりに」行われる卑わいな行為の被行為者は、衣服等を着用しているが、写真機等を使用して透かして見ることにより、実質的に衣服等を着用していないと判断できる者である。

(3) 「写真機等を使用して透かして見る」とは、赤外線装置を取り付けた写真機等を使用して、水着等の薄い衣服を透かして裸体等を見ることをいう。

(4) 「映像を見」とは、赤外線装置を取り付けた写真機等に映し出された、衣服が透けた裸体等を見ることをいう。

5 第2項関係

この項は、公共の場所又は公共の乗物における痴漢行為その他の卑わいな言動（第1項及び第4項の規定に違反する行為を除く。）を規制するものである。

6 第2項第2号関係

(1) この号は、第1項、第2項第1号及び第4項の規定に違反する行為のほか、「人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動」を規制するものである。

(2) 「卑わいな」とは、いやらしくみだらで、社会通念上、人に性的羞恥心を抱かせ、嫌悪感を催させ、又は不安を覚えさせるに足りることをいい、刑法上の「わいせつ」よりも広い概念である（第8条及び第9条において同じ。）。

7 第3項関係

(1) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第23号において、人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服を着けないでいるような場所をひそかにのぞき見る行為を禁止しているのに対し、この項は、住居、浴場、便所、更衣室等における衣服の全部又は一部を着けない状態にある人を見、又は撮影する行為を対象として禁止している。

(2) 「住居」とは、人の日常生活のために使用されている建物をいい、住居に設置された便所、浴室等住居の一部を構成するものを含む。また、他人の住居はもちろん、行為者の住居も規制の対象となる。

(3) 「浴場」とは、入浴のための設備を備えた場所をいい、当該場所に併設されている脱衣所を含む。例えば、銭湯、ホテル等宿泊施設の大浴場又は客室内の浴室、事務所、スポーツ施設その他の施設に設置されたシャワー室等がこれに当たる。

(4) 「更衣室」とは、衣服を着替えるための場所をいい、学校の教室、会議室、倉庫等の他の目的のために使用されている場所を一時的又は部分的に衣服を着替えるために使用する場合も、

これらの場所は、更衣室に該当する。

- (5) 「その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所」とは、住居、浴場、便所又は更衣室以外で、人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいる可能性がある場所をいう。例えば、病院の診察室、授乳室、ホテル等宿泊施設の客室、キャンプ場のテント等がこれに当たる。
- (6) 「おける」とは、「おいて」とは異なり、被行為者が、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態でいるような場所に存在していることを必要とするが、行為者については、いずれの場所に存在しているか否かを問わない。
- (7) 「当該状態にある人」とは、住居、浴場、便所、更衣室等で衣服の全部又は一部を着けない状態でいる人をいう。

8 第4項関係

- (1) この項は、第1項各号及び第3項第2号の規定により規制している撮影行為の目的で、写真機等を人に向け、又は設置する行為を規制するものである。
- (2) 「撮影の目的」とは、下着等又は衣服の全部若しくは一部を着けない状態にある人の姿態を盗撮する目的のことをいい、その有無は、行為者の供述又は向けられ、若しくは設置された写真機等による撮影状況等を総合的に勘案して判断する。
- (3) 「写真機等を人に向け」とは、下着等又は衣服の全部若しくは一部を着けない状態でいる人の姿態が撮影できる状態に写真機等のレンズを人に向ける行為をいう。
- (4) 「設置し」とは、下着等又は衣服の全部若しくは一部を着けない状態でいる人の姿態が撮影できる状態に写真機等を設置することをいう。

第7 不当な販売行為等の禁止（第7条関係）

- 1 この条は、公共の場所における不当な販売行為等を禁止した規定である。戸々を訪れる行商人のいわゆる押売行為については、行商人の押売防止に関する条例（昭和31年条例第47号）が適用されるが、公共の場所における悪質な露天商等による同種の行為が放任されているため、街頭における風俗環境を悪化させ、個人の行動の自由を著しく阻害している実情にかんがみ、これを防止するため制定されたものである。
- 2 「物品」とは、経済的取引の対象となる現金以外の有体物をいう。
- 3 「販売」とは、対価を得て物品の所有権を相手方に移転する行為をいう。利得があることは必ずしも必要ではないが、反復継続して行う意思のあることが必要であり、その意思があれば1回の売渡し行為もこれに当たる。
- 4 「買受け」とは、対価を支払って相手方から物品の所有権の移転を受けることをいう。
- 5 「加工」とは、主として相手方の材料を用いて新たな物を作り、又は相手方の物に変更を加えその物に新たな属性を加えることをいう。例えば、穀類を用いてせんべいを作る等がこれに当たる。
- 6 「修理」とは、物品が故障し、又は破損したところを繕い直すことをいう。例えば、靴、洋傘等の修繕等がこれに当たる。
- なお、修理後にそのものの効用又は価値が従前より高まったか否かを問わない。
- 7 「遊芸」とは、歌謡、講談、落語、舞踊その他の人を楽しませるための芸をいう。
- 8 「その他の役務の提供」とは、例示されている加工、修理又は遊芸のほか、報酬を期待してなされる労務、サービス及び娯楽の提供等をいう。例えば、祈とう師、占師、刃物とぎ師等の労務の提供がこれに当たる。
- 9 「行うに当たり」とは、販売等に着手しようとしている場合及び販売等を行っている場合をいう。しかし、販売等の終了後は含まない。
- 10 「著しく粗野」とは、社会通念上認容し得ない程度の野卑なことをいう。場所柄をわきまえない甚しく下品な言動をいい、それ相当の礼儀を守らない行為を意味する。
- 11 「乱暴」とは、荒々しい振る舞いをすることであるが、ここでは暴行罪に当たらない程度のものをいう。例えば、他人に故意に突き当たる、出入口の戸を激しく開け閉めする、物を投げつける、ことさら大きな物音をたてる等の行為であり、必ずしも、人の身体に向けられたものである

ことを要しない。

- 12 「執ように」とは、うるさくまとわりつく等しつこいことをいう（第8条において同じ。）。
- 13 「要求し」とは、自己又は第三者をして、相手方に対して、その交付を促すことをいう。金額を明示する必要はなく、何らかの反対給付を要求する意思表示があれば足りる。

第8 不当な客引行為等の禁止（第8条関係）

1 この条は、不当な客引き、利用者の勧誘、客又は利用者の誘引、客待ち、役務に従事する者の勧誘、役務に従事する者の誘引及び客引き等の相手方となるべき者を待つ行為の禁止規定であり、道路、公園等の公共の場所における風俗環境を保持するとともに、個人の意思及び行動の自由を保護しようとするものである。

2 第1項第1号関係

- (1) 「客引き」とは、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して客とするため、言語又は動作によって誘い込む行為をいう。性的好奇心をそそる見せ物等を行う者が、自ら客引きをしたり、又はこれと共同した者若しくは依頼された者が客引きをするとを問わない。相手方を特定するという点で、「誘引」とは異なり、積極的に客となるように誘い勧めるという点で、「客待ち」及び「客引き等の相手方となるべき者を待つ」こととは異なる。
- (2) 「ホに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘」とは、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、ホに掲げる行為、すなわち人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業、接待をして飲食をさせる営業、異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して飲食をさせる行為を提供する営業又は深夜において専ら異性の身体に接触して行う役務を提供する営業に関する情報の提供について、その利用者とするため、言語又は動作によって誘い込む行為をいう。
- (3) 「性的好奇心をそそる」とは、性的な感情を著しく刺激する目的であると社会通念上認められることをいう（第1項第4号及び第9条において同じ。）。
- (4) 「見せ物」とは、広く公衆に見せるための性的好奇心をそそる見せ物をいい、例えば、アダルト映画、わいせつショー、ストリップショー及びのぞき部屋がこれに当たる。
- (5) 「物品」とは、性的好奇心をそそる物品をいい、例えば、ポルノ写真、ポルノ雑誌及びわいせつビデオがこれに当たる。
- (6) 「行為」とは、性的好奇心をそそる行為をいい、例えば、店舗型性風俗特殊営業の個室付浴場及びファッショナヘルス並びに無店舗型性風俗特殊営業の派遣型ファッショナヘルスにおけるサービスがこれに当たる（第1項第4号及び第9条第1項第2号において同じ。）。
- (7) 「これらを仮装したもの」とは、真実は、仮装であるのに、あたかもそれを性的好奇心をそそる見せ物、物品又は行為であるかのように装ったものという意味である。
- (8) 「接待」とは、風営適正化法第2条第3項に規定する接待をいい、営業者、従業者等との会話、サービス等の慰安又は歡樂を期待して来店する客に対し、その欲求、気持ち等に応えるため営業者側の積極的な行為として、相手を特定し、談笑、お酌、ショー、歌唱、ダンス、遊戯等の興趣を添えて会話、サービス等を行うことをいう。すなわち、特定の客又はグループに対し、単なる飲食行為に伴う役務として通常予想される範囲を超えるサービス等を行うことであり、通常、接待は異性間において行われることが多いが、異性間に限らず、同性間であってもこれに該当する（第1項第4号において同じ。）。
- (9) 「異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して」とは、接待には該当しないが、例えば、水着、ミニスカート等女性の胸、股間等の周辺を誇張するようなコスチュームを着用する等従業者の外見から視覚的に客の異性に対する好奇心をそそる方法による接客のほか、客が接客を行う異性の従業者の飲み物代を支払う料金制度（いわゆるキャストドリンク）、客が気に入った異性の従業者を指名して自己の接客をさせることができる指名制度又は異性の従業者との会話、写真撮影、ゲーム、カラオケその他客に提供するサービスが客観的に客の異性に対する好奇心をそそるような方法による接客を行うことをいう。

なお、当該接客を行う営業の形態であれば、実際に客が異性に対する好奇心をそそられたか否かは問わない（第1項第4号において同じ。）。

- (10) 「酒類を提供するものに限り」とは、飲食店営業のうち、バー、酒場その他の客に酒類を提供して営むものに限るという意味である。また、実際に客に酒類を提供したか否かは問わな

い。

- (11) 「接待をするものを除く」とは、「異性に対する好奇心をそそるような方法により客に接して飲食をさせる行為」の範囲は広く、その中には、「接待」を伴うものが含まれることから、規制の対象となる行為の重複をなくすために規定している。
- (12) 「身体に接触して行う役務」とは、身体に触れて提供する役務をいい、例えば、役務に従事する者が客に対し身体を洗い、マッサージ、アカスリ等を施す等客の身体に触れる行為を伴う役務がこれに当たる。
- (13) 「人の性的好奇心をそそる行為の提供を除く」とは、「専ら異性の身体に接触して行う役務」の範囲は広く、その中には、「人の性的好奇心をそそる行為」を伴うものが含まれることから、規制対象となる行為の重複をなくすために規定している。
- (14) 「情報の提供」とは、情報の提供を受けようとする者の求めに応じて情報を提供することをいい、有償又は無償を問わない。

3 第1項第2号関係

- (1) 「人の通常衣服で隠されている身体又は下着」とは、通常、人が公衆の面前では衣服で隠す部分の身体又は下着をいい、現に隠されていると、あらわにされているとを問わない。具体的には、女性の胸及び股間周辺、男性の股間周辺等の身体又は下着がこれに当たる（第1項第5号及び第3項において同じ。）。
- (2) 「接触し、又は接触させる」とは、直接身体又は下着に接触し、又は接触させる場合だけでなく、衣服の上から接触し、又は接触させる場合を含む（第1項第5号及び第3項において同じ。）。
- (3) 「呼び掛け」とは、大声又はハンドマイク等の機器により「サービスタイム中だよ。」等と通行人に客等となるよう声を掛ける行為等がこれに当たる（第1項第5号及び第3項において同じ。）。
- (4) 「物品」とは、ビラ又はパンフレットのほか、これらに類する広告、宣伝等の用に供される有体物をいい、ポケットティッシュ、カード、小冊子等が含まれる（第1項第5号、第3項及び第9条において同じ。）。
- (5) 「配布」とは、不特定の人に配り渡すことをいい、例えば、街頭等において通行人にビラ等を手渡す行為を指す（第1項第5号、第3項及び第9条において同じ。）。
- (6) 「提示」とは、差し出して示すことをいう（第1項第5号及び第3項において同じ。）。
- (7) 「客となるよう誘引する」とは、不特定の者に対し、客となるよう誘いかけることをいい、特定の者に対する働きかけに至らないという点で「客引き」とは異なる。

4 第1項第3号関係

- (1) 「売春類似行為」とは、男娼(しょう)が対価を受け又は受ける約束で、不特定の男性と性交類似の行為をすることをいう。売春が異性間で行われる「性交」であるのに対し、「売春類似行為」は同性間で行われるところにその差異がある。
なお、第3号でいう客引行為は、「売春類似行為をするため」と規定していることから、本人の行ういわゆる「じか引き」を指すもので、本人以外の者が売春類似行為の提供について客引きをする場合は、第1号イに含まれると解される。
- (2) 「公衆の目に触れるような方法で」とは、一般人の視覚に触れる可能性のある方法でということであり、現実に公衆の目に触れたか否かは問題ではない。例えば、深夜人通りの少ない路上でも、また、相手方とすべき人以外に人がいない場合でも、成立する（第5項において同じ。）。
- (3) 「客待ち」とは、売春類似行為の相手方の申し込みを待っていることである。必ずしも一定の場所にとどまっていることは必要でない。例えば、盛り場、駅、公園等にたたずみ、あるいはうろついて、売春類似行為の相手方を物色しているような場合がこれに当たる。

5 第1項第4号関係

- (1) 「役務に従事するよう勧誘」とは、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、一定の労力又はサービスに従事する者となるよう、言語又は動作によって誘い込む行為をいう。相手方を特定するという点で、「誘引」とは異なり、積極的に誘い勤めるという点で「客引き等の相手方となるべき者を待つ」こととは異なる（第1項第6号において同じ。）。

(2) 「当該行為を撮影するための被写体となる行為」とは、例えば、アダルトビデオにおいて人の性的な感情を刺激する行為を演じることをいう（第9条において同じ。）。

6 第1項第5号関係

「行為をする役務に従事するよう誘引する」とは、不特定の者に対し、役務に従事するよう誘いかけることをいい、特定の者に対する働きかけに至らないという点で「勧誘」とは異なる。

7 第1項第6号関係

(1) 「第1号、第3号及び第4号に掲げるもののほか」とは、第1号違反、第3号違反又は第4号違反が成立する場合には、第6号違反の対象とならないという趣旨を明らかにしたものである。

(2) 「所持品」とは、把持している物品及び取り上げられると心理的圧迫を受けるような形態で所持している物品をいうものと解される。すなわち、通常「所持」とは、物を事実上支配していると認められる状態を意味し、現実にその物を把持している必要はないから、家庭内に保管し、又は使用人をして保管させていても、その物が事実上その者の支配下にあれば所持に含まれると解されている。しかし、ここでいう所持は、この号の趣旨からして把持に近い観念と理解すべきである。

(3) 「進路に立ち塞がり」とは、自己の身体で他人の行く手を塞ぎ、その行動の自由を阻害することをいう。

(4) 「等」とは、執のような方法として例示された人の身体若しくは衣服を捕らえる行為、所持品を取り上げる行為、進路に立ち塞がる行為又はつきまとう行為と同視できるような行為という意味である。例えば、人の乗っている自転車を後ろから引っ張るような行為がこれに当たる。

8 第2項関係

(1) 「対償」とは、反対給付としての経済的利益のことをいい、必ずしも金銭に限定されるものではなく、物品、債務免除等も含まれる（第9条において同じ。）。

(2) 「供与」とは、相手方に与える一切の行為をいい、違反行為をさせた者が直接に行わずに他人を介した場合であってもこれに当たる。

「供与」又は「供与の約束」は、違反行為がなされる前に存在することが必要である（第9条において同じ。）。

9 第3項関係

この項は、誘引に係る行為が人の性的好奇心をそそるもの又は卑猥なものでない場合の誘引の禁止を規定したものであり、この項の違反行為についての罰則は定められていないが、第4項に規定する警察官による命令に違反した場合には罰則が定められている。

10 第4項関係

(1) 「認められる」とは、本人の挙動、周囲の事情等から合理的に判断して「前項の規定」に違反していると認められるという趣旨である（第6項において同じ。）。

(2) 「やめるべき旨を命ずる」とは、違反者に対して、違反行為を中止する旨を命じるもので、大阪府行政手続条例（平成7年条例第2号）第2条第5号に規定する「不利益処分」に該当するが、同条例第13条第2項第1号の規定に該当することとなるので、意見陳述のための手続を執る必要はない（第6項において同じ。）。

11 第5項関係

(1) この項は、客引き等の相手方となるべき者を待つ行為の禁止を規定したものであり、この項の違反行為についての罰則は定められていないが、第6項に規定する警察官による命令に違反した場合には罰則が定められている。

(2) 「第1項第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為（以下この項及び次項において「客引き等」という。）の状況等を勘案して」とは、公安委員会規則で地域を定める場合の基準を示したものであり、客引き等が行われている実態、地域の特性等を総合的に勘案して定めるとの趣旨である。

(3) 「客引き等の相手方となるべき者を待つ」とは、たたずんだり、うろついたり、数人でたむろする等して、客引き等の対象となる通行人等が来るのを待つ、あるいは付近に所在する通行人等を客引き等の対象とすべく物色する等の行為をいう。

第9 迷惑ビラ等の配布行為等の禁止（第9条関係）

1 この条は、府民の日常生活において、著しく不快の念を抱かせ、又は迷惑を掛けているビラ等の配布等の行為を禁止することにより、平穏な生活環境を保持しようとするものである。

2 第1項関係

「連絡先」とは、電話番号のほか、電子メールアドレス、営業所の所在地等の連絡先をいう。

3 第1項第1号関係

「衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵」とは、社会通念上公衆の面前で人が着用しているべき衣服の一部又は全部を脱いだ人の姿態を描写した写真又は絵をいう。

4 第1項第2号関係

「文言等」とは、文章中の語句のほか、図形、記号、略号等をいう。

5 第1項第3号関係

(1) 「電磁的方法による記録に係る記録媒体」とは、例示されたビデオテープ等のほか、フロッピーディスク、メモリーカード等をいう。

なお、当該記録媒体に記録されている映像が刑法上のわいせつなものであるか否かは問わない。

(2) 「販売を表す」とは、販売の意思表示を行うことをいう。

6 第1項第4号関係

「写真又は図画を内容とする書籍等」とは、写真集、画集等をいう。

なお、当該写真又は図画が刑法上のわいせつ物に該当するか否かは問わない。

7 第1項第5号関係

「性具その他の性的な行為の用に供する物品」とは、例えば、バイブレーター、SM用具、いわゆるび薬及び特殊な形状のコンドームをいい、通常のコンドーム等の衛生用品までは含まない。

8 第2項関係

(1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(2) 「公衆が見やすい屋外の場所」とは、道路、公園、広場等のほか、ビル等の建築物の外壁等の公衆が通常見やすい屋外の場所をいう。

(3) 「表示し」とは、はり付け等の方法により示すことをいう。

(4) 「配置し」とは、電話ボックス内、公衆便所内等に取りやすいうように置く等の行為をいう。

9 第3項関係

(1) 「住居」とは、私生活の営まれる起臥(が)寝食の場所をいい、敷地内にある郵便受け、マンション等に設置されている集合ポスト等も含まれる。

(2) 「ホテル若しくは旅館の客室」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定する旅館・ホテル営業を営む施設をいい、客の在室の有無は問わない。

(3) 「配り」とは、個々の住居の郵便受けに入れる等の方法により、個々の住居に配布することをいう。

(4) 「差し入れ」とは、個々の住居の扉のすき間等から差し入れることをいう。

10 第4項関係

「所持」とは、物を事実上支配していると認められる状態を意味し、所有権の有無、また、自己のために所持すると、他人のために所持するとを問わず、物理的な把持状態も必ずしも必要ではない。

第10 反復したつきまとい等又は位置情報無承諾取得等の禁止（第10条関係）

1 この条は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の規制が及ばない恋愛感情等を充足する目的以外の目的で行われる正当な理由のない反復して行われるつきまとい等又は位置情報無承諾取得等を規制することにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて府民の生活の安全と平穏を保持しようとするものである。

2 第1項関係

(1) 「その他の悪意の感情」とは、妬み、恨み以外の他人に害を与えようとする感情をいう。

(2) 「性的好奇心を充足する」とは、性的な感情を満たすという意味である。

なお、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足することを目的としている場合には、ストーカー規制法が適用され、この条は適用されな

いことになる。

- (3) 「不当に金品その他の財産上の利益を得る」とは、例えば、契約等の適法な債権がないのに金銭等の利益を得る等、不当に金銭等の利益を得るという意味である。
- (4) 「特定の者」とは、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方をいい、悪意の感情等の相手方である必要はない。
- (5) 「反復して」とは、複数回繰り返すことをいい、各号に規定する行為を2以上行うことを行う。

なお、反復したか否かについては、ある程度時間的に近接していることが必要となる。

3 第1項第1号関係

- (1) 「身体の安全若しくは住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法」とは、客観的にみて、社会通念上、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害されるのではないか、又は行動の自由が著しく害されるのではないかと相手方を心配させるような方法であることを要し、このような方法であれば、行為が相手方に直接向けられた場合だけでなく、相手方が不在時に行われた場合も含まれる。

なお、第1号ホに規定する「電子メール」の送信については、「拒まれたにもかかわらず、連続して」行われる場合には、通常相手方に不安を覚えさせるものと評価できる。

- (2) 「その現に所在する場所」とは、相手方が実際に所在している場所であれば、いずれの場所であっても該当するものと解される。

4 第1項第1号イ関係

- (1) つきまとい、待ち伏せ及び進路に立ち塞がりについては、これらが行われる場所の限定はないが、見張り、押し掛け及びうろつく行為については、住居等相手方の通常所在する場所又は現に相手方の所在する場所において行われる必要がある。

- (2) 「見張り」とは、一定時間継続的に動静を見守ることをいう。

- (3) 「押し掛け」とは、住居等の平穏が害されるような態様で行われる訪問であって社会通念上容認されないものをいい、

なお、住居等相手方の通常所在する場所に押し掛けが行われたときは、現に相手方が所在するか否かは問わない。

- (4) 「うろつく」とは、あてもなく移動することをいう。

- (5) 「付近」とは、「見張り」又は「うろつく」が相手方の身体の安全、住居等の平穏が害される不安を覚えさせるものであることが必要であることを考えると、
■目安になる。

5 第1項第1号口関係

- (1) 「監視していると思わせるような事項」とは、相手方の行動を監視していると思わせるような事項をいう。

- (2) 「告げ」とは、相手方に直接伝達することである。

なお、伝達の方法は限定されておらず、口頭又は文書（手紙、張り紙等）による伝達のほか、電子メールの送信等をする方法も含まれる（第1項第1号ト及びチにおいて同じ。）。

- (3) 「その知り得る状態に置く」とは、直接相手方に伝達するものではないものの、相手方が日常生活において了知し得る範囲内に到達させることをいう（第1項第1号ヘ、ト及びチにお

いて同じ。)。

6 第1項第1号ハ関係

「義務のないこと」とは、およそ問題となっているような要求をすることが第三者からみて不当であると評価できるものをいい、要求する内容が相手方の作為であると、不作為であると問わない。

なお、要求の手段は限定されておらず、口頭又は文書（手紙、張り紙等）による伝達のほか、電子メールの送信等をする場合も対象となる。

7 第1項第1号ニ関係

「著しく粗野又は乱暴な言動」とは、第7条と同義であるが、「言動」については、手紙、電子メールの送信等文字を手段として行われるものも含まれる。

なお、「著しく粗野又は乱暴な言動」が行われた時点で相手方が直接その行為を認識する必要はなく、第三者から伝え聞いたり、ビデオの映像を確認する等により、後でその言動を認識した場合でもこれに当たる。

8 第1項第1号ホ関係

(1) 「電話をかけて何も告げず」とは、行為の相手方に電話をかけ、その相手方が電話に出たにもかかわらず、何も言わないことであり、「電話をかけて何も言わないで沈黙を保つ」という行為のほか、「電話をかけて何も言わないで切る」という行為も含む。ただし、一旦は「電話がつながる」という状態が確保されることが必要である。

(2) 「拒まれた」と評価されるには、行為の相手方が電話をかけられること等を拒絶していることが必要となる。この拒絶には默示のものも含まれるが、行為者が拒絶を認識していることが必要である。したがって、相手方が電話番号又はSNSのアカウント（当該サービスの利用者を識別するための符号をいう。）を変更した場合には、行為者が単に変更の事実を知ったのみでは足りず、[REDACTED] また、相手方が着信拒否設定、SNSのいわゆるブロック設定等をした場合であっても、その旨が通知されない設定であれば、それだけで直ちに「拒まれた」に該当するとはいえない。

なお、相手方から行為者に対して直接拒む場合だけでなく、相手方が警察に相談し、警察から行為者に対して相手方が拒んでいることを告げ、行為者がそれを認識するような場合も該当する。

(3) 「連続して」とは、短時間又は短期間に何度もという意味であり、具体的には、個々の事案により判断されることとなる。

[REDACTED]

なお、電話、文書、ファクシミリ又は電子メール等により伝達される内容は、どのようなものでもよい。また、電話、文書、ファクシミリ又は電子メール等のいずれかのみを連続して送信等をする場合に限られるものではなく、これらのものの複数を連続して送信等をする場合でも該当する。

(4) 「電話をかけ」とは、通話状態となる必要はなく、着信履歴から判断して連続して電話をかけたことが認められるものであれば、「電話をかけ」に該当する。

(5) 「文書」とは、一般的には、文字又は記号で人の思想を表したものいい、具体的には、手紙、封書及びはがきのほか、便箋等が入っていない相手方の氏名のみが記載された封筒等も含まれ得るが、[REDACTED] 白紙は含まれない。

(6) 「送付」とは、ある場所又は人から他の場所又は人に書類その他の物を送り届けることをいい、

[REDACTED]

(7) 「電子メール」とは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号の電子メールと同様であり、特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信であって、次に掲げるものは、いずれも「電子メール」に該当する。

ア その全部又は一部においてSMTP（シンプル・メール・トランスファー・プロトコル）
が用いられる通信方式を用いるもの

イ 携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式を用いるもの

(8) 前記(7)のアには、パソコン又は携帯電話端末によるEメールのほか、Y a h o o ! メール、G m a i l といったウェブメールサービスを利用したものが含まれ、同(7)のイにはS M S (ショート・メッセージ・サービス。携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号宛てに送信できるサービスをいう。) が含まれる。

なお、F a c e b o o k 、T w i t t e r 、L I N E 等におけるメッセージ機能等のうち、同(7)のア又はイに該当しないものであれば、「電子メール」には含まれないが、第1項第1号ホ(1)に規定する「その受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」には含まれる。

(9) 「電子メールの送信等をする」については、受信拒否設定をしていたり、電子メール等の着信音が鳴らない設定にしたりしている等のために、個々の電子メール等の着信の時点で、相手方である受信者がそのことを認識し得ない状態であっても、受信履歴等から電子メール等が送信されたことを受信者が認識し得るのであれば、「電子メールの送信等をする」に該当する。

(10) 「その受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」とは、例えば、F a c e b o o k 、T w i t t e r 、L I N E 等のS N S のメッセージ機能等を利用した電気通信が該当する。

(11) 「特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為」とは、例えば、相手方が開設しているウェブサイト等にコメントを書き込む行為、相手方のいわゆるS N S のマイページにコメントを書き込む行為等が該当する。

9 第1項第1号へ関係

「著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物」とは、ひどく快くないと感じさせ、又は不愉快に感じさせるような物であるが、社会通念上、客観的にそのように評価できる物であることが必要である。

なお、ここでいう「物」には、文書、図画、電磁的方法による記録に係る記録媒体等も含まれる。

10 第1項第1号ト関係

「名誉を害する事項」とは、相手方の社会的評価を害し、名誉感情を害する事柄をいい、当該事柄が事実を摘示していることまでは要しない。

11 第1項第1号チ関係

(1) 「その性的羞恥心を害する」とは、行為の相手方に対して望んでもいないのに性的に恥ずかしいと思う気持ちを起こさせて精神の平穀を害することをいい、わいせつにまで至らないものも含まれる。

なお、「その性的羞恥心」であるから、一般的に性的羞恥心を害するものとは認められなくても、行為の相手方の性的羞恥心を害するものであれば対象となる。

(2) 性的羞恥心を害する「電磁的方法による記録に係る記録媒体」とは、例えば、性的羞恥心を害する画像又は動画を記録したコンパクトディスク等が該当する。

(3) 「その性的羞恥心を害する電磁的方法による記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと」とは、相手方の性的羞恥心を害する画像又は動画を電子メール等で送

信したり、インターネット上に掲載すること等が該当する。

12 第1項第2号イ関係

- (1) 「承諾を得ないで」とは、行為者と相手方との合意がない場合のほか、脅迫された場合又はだまされて誤信した場合のように任意かつ真意に基づく承諾とはいえない場合も該当する。また、交際関係にある相手方との合意の下で位置情報を互いに共有していたものの、その後、関係が悪化し、今後の位置情報の共有を断る旨を伝えられてもなお引き続いて相手方の位置情報を取得した場合は、「承諾を得ないで」に該当するほか、相手方が拒絶の意思を直接告げた場合又は相談を受けた警察官若しくは第三者が行為者に対して相手方が拒絶している旨を告げた場合も「承諾を得ないで」に該当するものと解される（第1項第2号ロにおいて同じ。）。
- (2) 「所持」とは、ある人が物を事実上支配していると認められる状態をいう。現実にその物を把握している必要はなく、留守宅に保管し、又は使用人に保管させていても、その物が事実上その人の支配下にあれば「所持」といえ、相手方が自動車等を駐車場に保管している場合も「所持」に含まれる（第1項第2号ロにおいて同じ。）。
- (3) 「位置情報記録・送信装置」とは、施行規則第4条に規定する装置をいう。具体的には、GPSを用いて位置情報を記録し、又は送信する機能を有するスマートフォン（以下単に「スマートフォン」という。）、GPSを用いて位置情報を記録する機能を有する装置（以下「GPSロガー」という。）、GPSを用いて位置情報を送信する機能を有する装置（以下「GPSトラッカー」という。）等が該当する（第1項第2号ロにおいて同じ。）。
- (4) 「公安委員会規則で定める方法」とは、施行規則第5条各号に掲げる方法をいう。

ア 施行規則第5条第1号関係

「閲覧する」とは、内容を調べ、又は見ることをいい、

イ 施行規則第5条第2号関係

(ア) 「位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体」とは、具体的には、位置情報記録・送信装置により記録された位置情報の電磁的記録が収納されたハードディスク、メモリーカード、USBメモリー等をいい、

(イ) 「当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する」とは、位置情報記録・送信装置により記録された位置情報の電磁的記録を、他のハードディスク、メモリーカード、USBメモリー等に複製することをいい、

ウ 施行規則第5条第3号関係

「受信」とは、電信、電話等を受けること又は郵便物、電報等を受け取ることをいい、

13 第1項第2号ロ関係

- (1) 「取り付ける」とは、機器等を一定の場所に設置し、又は他の物に装置することをいい、
- (2) 「交付する」とは、物を他人に渡すことをいい、郵便によるものも含まれる。

(3) 「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為」とは、施行規則第6条各号に掲げる行為をいう。

ア 施行規則第6条第1号関係

「差し入れる」とは、中へ入れることをいう。

イ 施行規則第6条第2号関係

「交付する」については、前記(2)のとおりであり、

ウ 施行規則第6条第3号関係

(ア) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第1条第1号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。以下「自動車等」という。）とは、相手方が所持する物には該当しないものの、将来的に相手方の移動のために利用されると認められる自動車等が該当し、

(イ) 「その移動の用に、現に供されている」自動車等とは、相手方が所持する物には該当しないものの、現に相手方の移動のために利用されている自動車等が該当し、

14 第2項関係

(1) この項は、警察本部長又は警察署長が、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方が自ら当該つきまとい等又は位置情報無承諾取得等に係る被害を防止しようとする努力を支援する措置を講ずるよう規定したものである。

(2) 援助の要件は、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方から援助を受けたい旨の申出があり、その申出が相当と認められることである。

なお、「申出を相当と認める」とは、援助の規定が設けられた趣旨に照らし、当該援助を求める理由又は申出内容が適当であると認められることと解される。したがって、行為者に対して仕返しをする等援助の規定を悪用しようというもの等は、相当と認められない。

(3) 「保護者」とは、親権者、後見人その他の者であって、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等の相手方に代わり申出をすることが妥当と判断される者をいう。

第11 モーター・ボート等による危険行為の禁止（第11条関係）

1 この条は、通常、人が遊泳している水面又は手漕(こ)ぎのボート等が回遊している水面におけるモーター・ボートその他の原動機を用いて推進する舟艇の危険行為を禁止した規定であり、遊泳場又は手漕(こ)ぎボート等が回遊している水面において、モーター・ボートを疾走させる等により、遊泳者又は手漕(こ)ぎのボート等に乗っている者の生命及び身体の安全を著しく脅かしている実情にかんがみ、これを防止しようとするものである。

2 「通常、人が遊泳し」は、「水面」に係り、平素人が泳いでいる水面の意で、大阪府遊泳場條

例（平成12年条例第35号）第3条の規定により、知事から許可を受けた海水浴場がその典型的なものである。また、この条の趣旨が、遊泳者等の生命及び身体の安全を著しく脅かしている状態を規制しようとするものであるから、客観的に平素人が泳いでいると認められる水面、例えば、海水浴場としての許可を受けていないが、平素公衆が遊泳している海岸の水面等も、当然これに含まれるものと解され、海、河川、池等のいかんを問わない。しかし、この条の趣旨から、これらの水面であっても現に遊泳者のいないときは、この条は適用されない。

- 3 「手漕(こ)ぎのボートその他の小舟が回遊する水面」とは、通常、手漕(こ)ぎのボートその他の小舟が回遊する水面であり、例えば、中之島公園又は桜之宮公園の周辺の河川付近の平素手漕(こ)ぎのボート等が回遊しているような水面がこれに当たる。しかし、この場合も前記2と同様に手漕(こ)ぎのボート等が回遊していないときは、この条は適用されない。また、「その他の小舟」とは、足漕(こ)ぎ式のボート、ゴムボート等をいい、セールボード等も含む。
- 4 「モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇」とは、例示されたモーターボートのほか、原動機を用いて推進するすべての舟艇をいい、その用途のいかんを問わない。モーターボートを例示したのは、この条の規制対象の最たるものと認められたことによる。ここにいう「モーターボート」とは、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）にいうモーターボートと同様の様式形態の舟艇で、内燃機関をもって推進し、主として娛樂の用に供されているものをいう。また、「舟艇」とは、小型の船舶をいう。
- 5 「縫航し」とは、他の船の間を縫うようにして、ジグザグに航行することをいう。急スピードで縫航することによって、手漕(こ)ぎのボート等の通航に支障を及ぼすばかりでなく、これによって生じた航波によって手漕(こ)ぎのボートを転覆させるおそれがあるので、規制したものである。
- 6 「急転回し」とは、船の進行方向を急激に変えることをいう。
- 7 「疾走させる」とは、モーターボート等を異常なスピードで航行させることをいう。
- 8 「等」とは、例示された縫航し、急転回し、又は疾走させる行為と遊泳者等に対して、危険を覚えさせるという点で同視できるような行為である。例えば、手漕(こ)ぎのボートの直前で急停止させ、これに乗っている者に危険を覚えさせる行為等がこれに当たる。
- 9 「危険を覚えさせるような行為」とは、遊泳者又は手漕(こ)ぎのボート等に乗っている者が、その生命又は身体に危険を感じるような行為であり、遊泳者等が現実に危険を感じたか否かは必要ではない。例示されたモーターボート等を縫航し、急転回し、疾走させる等がこれに当たる。この判断は、水面における遊泳者又は回遊している手漕(こ)ぎのボート等の多寡、水面の広狭等により合理的に判断して客観的に認定しなければならない。

第12 指示（第12条関係）

- 1 この条は、事業者、代理人等が、当該事業に関し、第8条又は第9条に違反する行為を行った場合に、公安委員会が当該違反行為の再発を防止するため、事業者に必要な是正措置を命ずることができる旨を規定したものである。
- 2 この条の指示は、行政処分の一つであり、いわゆる不利益処分である。
なお、その手続については、大阪府行政手続条例及び聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成9年公委規則第1号。以下「聴聞等規則」という。）の規定により行うこととなる。
- 3 「代理人」とは、事業主の名において事業及びこれに付随する行為を行う者をいい、事業主が未成年である場合の父又は母、成年被後見人である場合の成年後見人等の法定代理人、事業主の委任を受けて代理人となる委任代理人等がこれに当たる（第13条及び第22条において同じ。）。
- 4 「使用人」とは、事業主から経済的利益を得て一定の条件の下に事業主に対し労務を提供する関係にある者をいい、商法（明治32年法律第48号）上の商業使用人、他の条例等の両罰規定に用いられる使用人等と同意義である（第13条及び第22条において同じ。）。
- 5 「その他の従業者」とは、使用人以外の者で事実上業務に従事する者をいう（第13条及び第22条において同じ。）。
- 6 「違反したとき」とは、この条例の行政処分は、犯罪の処罰とは異なり、適切な行政上の処分を目的としたものであることから、必ずしも違反行為が故意に行われた場合に限定されるものではなく、過失による場合も含まれる。

なお、「違反した」ことの立証は、裁判所によって確定したものである必要はなく、公安委員

会が証拠その他客観的資料に基づいて違反と認定した場合であれば足りる（第13条において同じ。）。

- 7 「必要な」とは、違反行為の再発を防止するためにとるべき措置という意味である。
- 8 「指示をすることができる」とは、指示を行う場合は、公安委員会が証拠その他客観的資料に基づいて指示処分が必要であると認めた場合に行うとの趣旨である。

第13 事業の停止（第13条関係）

- 1 この条は、事業者が第12条に規定する指示に従わなかった場合又は事業者、代理人等が、当該事業に関し、第8条若しくは第9条に違反する行為を行った場合に、事業者に対し、事業の停止処分ができることを規定したものである。
- 2 「一部の停止」とは、事業所内の施設の一部の使用の制限、営業時間の制限等を行うことをいう。
- 3 「命ずることができる」とは、事業の停止を行う場合は、公安委員会が証拠その他客観的資料に基づいて事業の停止処分が必要であると認めた場合に行うとの趣旨である。

第14 聴聞の特例（第14条関係）

- 1 この条は、事業の停止を行う場合の手続の一部を大阪府行政手続条例の規定によらないで行うことを規定したものである。
- 2 「意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない」とは、大阪府行政手続条例第13条第1項では、不利益処分をしようとする場合の手続を「聴聞」又は「弁明の機会の付与」とに区分し、そのいずれかによるとされているが、そのような手続の区分にかかわりなく、必ず聴聞を行うとの趣旨で規定したものである。
- 3 「公示」とは、一般に広く知らせることであり、この条例における聴聞に当たっての公示の方法は、聴聞等規則第8条第2項の規定により、大阪府警察本部本館前に設置する公安委員会の掲示板に掲示する方法を探るものである。
- 4 「公開により」とは、聴聞の期日における審理を原則として非公開としている大阪府行政手続条例第20条第6項の規定の特例として、行政処分の公正を担保するために設けたものであり、何人の傍聴も差し支えない状況において行うという趣旨である。

第15 罰則（第15条・第16条・第17条・第18条・第19条・第20条・第21条関係）

- 1 第15条第1項は、第6条第1項各号若しくは第3項第2号の規定に違反して撮影した者又は第10条第1項の規定に違反した者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとしている。第15条第2項は、常習性を刑の加重理由として認め、いずれかに違反した常習違反者に対しては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとしている。
- 2 第16条は、第13条の規定による事業停止命令に違反した事業者に対しては、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとしている。
- 3 第17条第1項は、第2条又は第6条の規定に違反した者（第6条の規定に違反した者については、同条第1項各号又は第3項第2号の規定に違反して撮影した者及びその常習者を除く。）に対しては、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとしている。第17条第2項は、常習性を刑の加重理由として認め、いずれかに違反した常習違反者に対しては、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとしている。
- 4 第18条第1項は、第8条第2項又は第9条第5項の規定に違反した者に対しては、100万円以下の罰金に処するものとしている。第18条第2項は、常習性を刑の加重理由として認め、いずれかに違反した常習違反者に対しては、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとしている。
- 5 第19条第1項は、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条第1項、第9条第1項から第3項まで又は第11条の規定のいずれかに違反した者に対しては、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処するものとしている。第19条第2項は、常習性を刑の加重理由として認め、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条第1項又は第9条第1項から第3項までの規定のいずれかの常習違反者に対しては、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとしている。
- 6 第20条は、第8条第4項の規定による警察官の命令に違反した者又は第9条第4項の規定に違反した者に対しては、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処するものとしている。
- 7 第21条は、第8条第6項の規定による警察官の命令に違反した者に対しては、20万円以下の罰

金又は拘留若しくは科料に処するものとしている。

8 この条例には、刑法総則の適用がある旨の明文はないが、刑法第8条によって当然刑法総則が適用される。したがって、刑法総則上の諸問題、特に故意（刑法第38条）、共犯（刑法第60条以下）等の適用があることから、これについて特別の考慮を払う必要がある。

9 「常習」とは、ある行為を反復する習癖をいい、常習性の有無の判断の資料に制限はない。したがって、同種犯罪の前科、行為の度数、行為の手段方法、行為者の生活環境等は、常習性認定の重要な資料となり得ると考えられる。また、「常習」とは、ある行為を反復する習癖であるから、異なる種類の行為についての反復をもって、常習とすることはできない。したがって、この条例においても、同種行為の反復性がある場合にのみ、常習の認定が可能であるが、行為の同種性は、各条文に規定する行為の実体に即して判断されることになる。また、常習性は、行為の属性ではなく、行為者の属性である。したがって、常習犯は、一種の身分犯であるから、常習たる身分のない者が常習者に加担した場合には、刑法第65条第2項が適用され、通常の刑が科せられる。

なお、常習犯に累犯規定が適用されるかについては、積極説及び消極説がある。しかし、判例（大判大正11.12.21）は、「賭（と）博の前科は、常習賭（と）博の一部を形成するものに非ず、したがって常習犯に関して刑法第56条の適用を排除するものに非ず。」として、常習犯に累犯規定の適用があり得ることを認めている。

第16両罰規定（第22条関係）

1 この条は、従業者等が業務に関し、第8条第1項若しくは第2項又は第9条の規定に違反したとき、第8条第4項若しくは第6項の規定による警察官の命令に違反したとき又は第13条の規定による事業停止命令に違反したときは、当該行為者のみならず、事業主が法人の場合にあってはその法人、自然人の場合にあってはその人をも処罰する旨を規定したものである。

2 「業務に関し」とは、自己が経営し、管理し、又は從事する業務に当たってという意味である。

前文（抄）（令和4年6月27日例規（保）第57号）

令和4年7月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前文（抄）（令和5年1月13日例規（生総）第1号）

令和5年2月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前文（抄）（令和5年3月24日例規（交総）第32号）

令和5年4月1日から実施することとしたので、了知されたい。

前文（抄）（令和6年9月27日例規（報）第100号）

令和6年10月1日から実施することとしたので、了知されたい。